

10月改定

の
引き上げは 円!

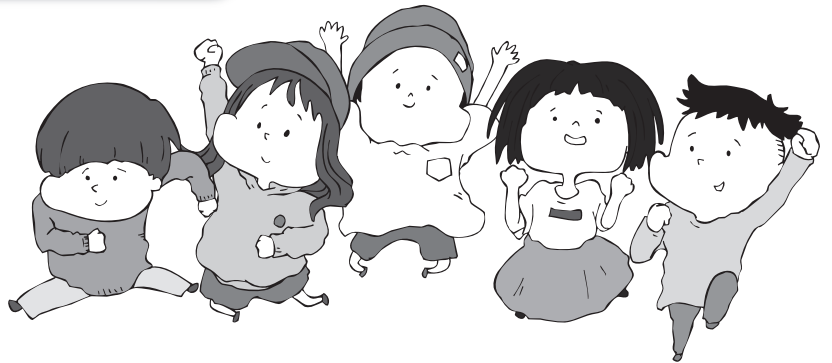
の 最低賃金

最低賃金は、毎夏に都道府県の最低賃金審議会
で決まります。

今年は、中央最低賃金審議会が答申した「すべての
のランクでプラス28円」を目安に各地方で審議され、
島根県のプラス32円のほか7つの県で目安を上回る
引き上げが実現しました。最低賃金の大幅な引き
上げを求める声が大きくなれば、実現はより確
かになります。「誰でも、どこでも人間らしく暮
らせる賃金」にするには、最低賃金の大幅な引き
上げと全国一律制度の確立が必要です。

あなたも労働組合に加入して、一緒に人間らしい
暮らしを実現しましょう。

パートも
アルバイトも
働くすべての人



最低賃金って？

「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法
25条・生存権)を保障するために、法律で「それ
を下回る賃金では人を働かせても、働いても
いけない」と定めた賃金の最低額のこと。

これを下回る賃金は法律違反で無効となり、
少なくとも最低賃金の金額が支払われる
こととなります。使用者が最低賃金額以上の
賃金を支払わない場合には、最高で50万
円の罰金が科されます。

時間給

円

※深夜労働は25%割増

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。

あなたの賃金を
千エック



1 時間給の方	時間給	円			
2 日給の方	日給	円	÷	1日の所定労働時間 ※1 時間	= 時間額 円
3 月給の方	月給	円	※2 ÷	1カ月の平均所定労働時間 ※3 時間	= 時間額 円
4 歩合制の方 (出来高払制)	歩合給	円	※4 ÷	1カ月の総労働時間 時間	= 時間額 円

※1 定められている1日の労働時間

※2 残業代(時間外手当)、通勤や扶養などの諸手当は除く
※3 年間の労働時間が決められていれば月平均に換算

※4 時間外などの割増分は除く

労働相談はこちら! 0120-378-060

電話相談の受付は月曜から金曜の午前10時から午後5時までです。
地方によって受付時間が異なりますので各地のホームページ等でご確認ください。

ZENROREN 全労連 国民春闘共闘

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4
TEL (03)5842-5611 FAX (03)5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp> 2021.9